

業 務 仕 様 書

1 件名

令和8年度シンガポール向け加工食品販路開拓支援事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

人口減少により国内の市場規模が縮小する中、県内企業の持続的な成長を実現させるには、海外販路を拡大する必要があり、特に加工食品については、新たな輸出先として東南アジアが注目を集めている。

その中でも、シンガポールは、近隣国からバイヤーが集まるハブ機能を持った場所であり、加えて、食料自給率が低く、輸入で食料を確保しているという事情もあり、加工食品の輸入に対する規制が少ないことから、新規参入に有望な市場である。

本業務では、シンガポールへの加工食品の新規輸出企業の掘り起こしや現地展示会への出展等を通じて、県内企業が取扱う加工食品の認知度向上と販路開拓を図ることにより、県内企業の売上げ向上に繋げることを目的とする。

4 実施業務

(1) 新規輸出企業や新商品の掘り起こしに向けた商談会の開催

シンガポールに商流を持つバイヤー等を招へいした商談会を開催することで、これまでに輸出実績の無い企業・商品を掘り起こすとともに、新たな販路の開拓を図る。

(2) シンガポールでの県内加工食品の認知度向上に向けたプロモーションの実施

シンガポールでの愛媛フェアの開催や展示会への出展を通じた、テストマーケティングや現地ディストリビューターとの商談を実施することで、県内企業が取扱う加工商品の認知度向上と販路開拓を図る。

5 委託内容

(1) 新規輸出企業や新商品の掘り起こしに向けた商談会の開催

① シンガポールに商流を持つバイヤー等を招へいした商談会の開催

- ・ シンガポールに商流を持つバイヤー等を招へいし、愛媛県内で対面による商談会を開催すること。
- ・ 商談会では、新たにシンガポールへの輸出に取り組む企業や、これまでシンガポールに輸出実績のない商品の掘り起こしを図ること。
- ・ 商品の魅力が伝わるよう、商品シートの作成や試飲・試食の方法についてサポートを行うこと。
- ・ 関係者等との調整、参加者の募集・受付、当日の進行管理・運営等、事業実施に必要な一切の業務を行うこと。

② 商談会提案商品の販売促進活動の実施

- ・ 提案商品の販路が確立できるよう、シンガポールに渡航しての販売促進活

動を実施すること。

- ・ 販売促進活動には、県内企業にも渡航を促し、連携して取組みを進めるほか、渡航できない場合には、代理営業を実施すること。
- ・ シンガポールでの販売促進活動に際しては、訪問先へのアポイントメント、交通手段・通訳の手配等、現地での活動に必要な一切の業務を実施すること。

(2) 県内加工食品の認知向上にかかるプロモーションの実施

① シンガポールで開催される展示会への出展

- ・ シンガポールでの県内加工食品の認知度向上に向け、現地で開催される展示会に愛媛県ブースを出展すること。
- ・ 「3 事業目的」を踏まえ、現地ディストリビューター等との商談が可能であるなど、効果最大化に資する展示会を選定し、県と協議の上決定すること。
- ・ 会場での商談に対応するため、通訳も含めた必要な人員の配置を行うこと。
- ・ 展示会への申込み、参加企業の募集、ブース装飾など、出展に必要な一切の業務を行うこと。

② シンガポールのレストラン等におけるフェアの実施

- ・ 商品を実際に食する体験を提供するため、現地レストラン等と連携したフェアを実施すること。
- ・ バイヤーや関係者を対象としたプロモーションを実施し、販路拡大を図ること。
- ・ メインターゲットを明確にし、シンガポールの特性等を反映した内容にすること。
- ・ 関係者等との調整、進行管理、運営等、事業を実施するうえで必要となる一切の業務を行うこと。

6 成果目標

シンガポール向け輸出に取り組む県内事業者数：25 社以上

7 成果品

(1) 提出物

業務実績報告書 (A4 判)

- ・ 提出方法：電子データ一式
- ・ 提出期限：令和9年3月31日
- ・ 提出場所：愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課

8 業務実施体制

業務の実施にあたっては、愛媛県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 総括責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 総括責任者は、愛媛県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂

行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

- (5) 総括責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 総括責任者は、経費、事業内容等、愛媛県から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。
- (8) 受託者は、契約締結後速やかに総括責任者の氏名等を愛媛県に通知すること。

9 委託料の支払いについて

(1) 概算払

- ・愛媛県は、本契約に基づき受託者からの請求を受けて概算払いするものとする。
- ・概算払の時期、金額及び回数については、本契約及び本仕様書における支給決定額、振込手数料等を考慮して必要に応じて決定するものとする。

(2) 精算

- ・概算払いした経費については、事業報告書を基に業務終了後、遅滞なく精算するものとする。

10 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 各業務上で必要となる関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や写真等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 本業務により生じる一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を含むすべての権利は、事前に承認を得た場合を除き、全て愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (5) 業務の実施にあたっては、いずれの関係国においても第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。
- (6) 業務の実施に関係する第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立、第三者からの異議申立、紛争の提起を受けたときには、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (8) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 業務実施のための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

11 その他

- (1) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

- (3) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (4) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに愛媛県へ報告すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、愛媛県・受託者双方が協議の上、対応するものとする。
- (6) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。